

品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書

概要	危険物製造所等の品名、数量又は倍数を変更する場合は、事前に市町村長等に届け出る必要があります。
届出期間	変更する10日前までに
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・確認試験結果報告書又は危険物データベース登録確認書等・標識等について変更後の品名、数量又は倍数がわかる写真（写真は変更後使用前に提出）
注意点	<p>新たな危険物を貯蔵又は取り扱うときは、ガソリン、灯油等のように明らかであるもの等を除き、確認試験結果報告書又は危険物データベース登録確認書等を添付してください。</p> <p>品名、数量又は指定数量の倍数を変更することで、構造又は設備の変更を要する場合があります、変更許可が必要になることがあります。</p>